

平成 28 年度のすまいるスクールの事業内容の見直しについて

1 運営時間

	現在	変更後
学校の授業がある日	授業終了後から 18 時まで	授業終了後から 19 時まで
学校がお休みの日	9 時から 18 時まで	8 時 15 分から 19 時まで

2 利用できる児童

	現在	変更後	
17 時まで	「品川区立小学校に就学する児童」、「区内在住で、国公立・私立等の小学校に就学の児童」のうち、希望する児童が利用可能	(仮称) A タイム	※左に加え、義務教育学校の前期課程も対象とする
18 時まで (1 時間延長)	17 時までの利用児童でかつ、保護者が働いているなどの事情がある場合	(仮称) B タイム	17 時までの利用児童でかつ、保護者の就労等の事由により、家庭において適切な保護が受けられない児童
19 時まで (2 時間延長)		(仮称) C タイム	17 時までの利用児童でかつ、保護者の就労等の事由により、家庭において適切な保護が受けられない 1 年生から 3 年生までの児童

※「品川区立小学校に就学する児童」は、就学する小学校にあるすまいるスクールの利用となる。

3 利用料

	現在	変更後	
17 時まで	1,200 円／年 (保険料 650 円含む)	(仮称) A タイム	250 円／月 (保険料別)
18 時まで (1 時間延長)		(仮称) B タイム	3,250 円／月 (保険料別)
19 時まで (2 時間延長)		(仮称) C タイム	4,250 円／月 (保険料別)

※平成 28 年度の保険料は、年額 650 円を予定。

※利用料の支払い方法を口座引落しに変更する。

4 利用料の減免

別途申請があった場合、下記の減免を実施する。

	事由	減免額
①	生活保護法による被保護世帯のとき	免除
②	区市町村民税が非課税世または均等割の未課税世帯のとき	免除
③	保護者が就学援助を受けているとき	免除
④	税法上の寡婦（寡夫）控除の対象でない保護者が、婚姻歴がなく児童を扶養している場合に寡婦（寡夫）控除があったとみなして税額を再計算し、②に該当したとき。	免除
⑤	世帯に小学校に就学する児童が2人以上いるとき、最年長である児童1名を除くその他の児童	5割減額

5 児童のお迎えについて

現在のすまいるスクールでは、18時までの利用となっており、お迎えは保護者の判断によることとしている。

来年度は、利用時間の変更に伴い、Cタイムの18時を超え、19時までの利用の児童については、下校時の安全に配慮し、保護者等のお迎えを必須とする。

6 教室・勉強会の実施

すまいるスクールが実施する各種教室や勉強会については、平成28年度についても、これまでと同様に実施する。

7 間食の提供

今回、利用時間の見直しと、これまでの保護者からの要望により、17時を超えてすまいるスクールを利用する児童について、間食を提供する。なお、この間食は、下校時間が遅くなることに対するエネルギー補給を目的としているため、夕食に影響のない程度の量で提供する。

8 変更年月日

平成28年4月1日